

令和4年9月27日
四国電力株式会社

台風14号により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの台風14号により被災されたお客さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当社は、台風14号により災害救助法が適用された高知県の全市町村およびその隣接する市町村において、被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、電気料金等について特別措置を講じることとし、令和4年9月20日、経済産業大臣に申請し、本日認可を受けましたので、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 対象地域

令和4年9月18日に災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村

[災害救助法が適用された市町村]

高知県：全市町村

[隣接市町村]

徳島県：三好市、那賀郡那賀町、海部郡海陽町

愛媛県：上浮穴郡久万高原町、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、西条市、新居浜市、四国中央市

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日^{*1}の延長

被災されたお客さまの令和4年8月分(支払期日が災害救助法適用日^{*2}以降となるものに限る)、9月分および10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の翌月分から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金^{*3}の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないうで需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で令和5年3月末日までに電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費^{*4}の免除

被災されたお客さまが、令和5年3月末日までに臨時電灯または臨時電力のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合は、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、令和5年3月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その初回の工事に要した費用は申し受けません。

(注) ※1 : 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 : 上記1の対象地域のうち、複数の日に災害救助法の適用または隣接市町村に該当する場合は、最初に該当した日を適用いたします。

※3・4 : 工事費負担金および臨時工事費とは、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

3. 特別措置に関するお問い合わせ先

対 象 地 域		当 社 事 業 場	
徳島県	三好市	徳島支店	TEL. 0120-564-552
	那賀郡那賀町、海部郡海陽町	阿南営業所	TEL. 0120-161-220
高知県	高知市、土佐市、須崎市一部、吾川町いの町、高岡郡日高村、土佐郡土佐町、長岡郡本山町、長岡郡大豊町、土佐郡大川村、南国市、香南市、香美市、安芸市、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、安芸郡芸西村、室戸市、安芸郡東洋町	高知支店	TEL. 0120-410-430
	四万十市、幡多郡黒潮町、高岡郡四万十町、高岡郡中土佐町(旧大野見村)、宿毛市、幡多郡大月町、幡多郡三原村、土佐清水市	中村営業所	TEL. 0120-410-787
	須崎市(一部除く)、吾川群仁淀川町、高岡郡中土佐町(旧大野見村を除く)、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡檮原町、高岡郡津野町	須崎営業所	TEL. 0120-410-785
愛媛県	上浮穴郡久万高原町	愛媛支店	TEL. 0120-410-452
	宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町	宇和島営業所	TEL. 0120-410-582
	西予市	八幡浜営業所	TEL. 0120-410-796
	西条市、新居浜市	東予営業所	TEL. 0120-102-960
	四国中央市	四国中央営業所	TEL. 0120-054-430

以 上